

○村上市行政改革推進委員会規則

平成20年5月26日

規則第213号

(趣旨)

第1条 この規則は、村上市附属機関設置条例(平成20年村上市条例第19号)第3条の規定に基づき、村上市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、10人以内とする。

2 委員は、村上市の行政改革について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第24号)
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月2日規則第28号)
この規則は、平成24年7月2日から施行する。

附 則(平成25年4月1日規則第36号)
この規則は、平成25年4月1日から施行する。